

# 中央日本四県(新潟・山梨・長野・静岡)の災害時の相互応援等に関する協定

## (目的)

第1条 この協定は、新潟県、山梨県、長野県及び静岡県（以下「中央日本四県」という。）のいずれかの県において災害が発生した場合における中央日本四県間の相互応援の実施により、迅速かつ円滑な災害応急対策の実施を図るとともに、中央日本四県が平時から防災における協力及び連携の充実を図り、もって中央日本四県の災害対応力を向上させることを目的とする。

## (連絡担当部局)

第2条 中央日本四県は、あらかじめ災害時の応援及び平時の防災協力に関する連絡担当部局を定めるものとする。

## (災害時の応援の種類)

第3条 災害時の応援の種類は、中央日本四県のうち災害が発生した県（以下「被災県」という。）において災害応急対策に必要な物資・資機材の提供、職員の派遣及び被災住民の受け入れ等、被災県から要請のあった事項とする。

2 応援の内容等は、連絡担当部局が別途協議して定めるものとする。

## (応援要請の手続き)

第4条 被災県が応援の要請をするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにして、応援を実施する県（以下「応援県」という。）に対し、まず口頭、電話又はファクシミリにより要請を行い、後日速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 物資・資機材等の提供を要請する場合にあっては、その品名及び数量等
- (3) 職員の派遣を要請する場合にあっては、職種別人員
- (4) 被災住民の受け入れを要請する場合にあっては、市町村別人数等
- (5) 応援場所及び応援場所への経路、駐車場所又はヘリ着陸場所
- (6) 応援を必要とする期間
- (7) 前各号に定めるもののほか必要な事項

## (連絡員の派遣)

第5条 中央日本四県のいずれかの県において災害が発生し、応援を行おうとする県が必要があると認めたときは、当該県は、被災県に対して連絡員を派遣し、被災地の情報収集を行うものとする。

## (応援の自主出動)

第6条 応援県は、第3条及び第4条の規定にかかわらず、派遣した連絡員からの情報等を基に、必要な応援を自主的に行うことができるものとする。この場合、応援に関する情報を被災県に提供する等、円滑な応援実施に配慮するものとする。

## (応援受け入れ体制)

第7条 中央日本四県は、災害時における他県からの連絡員、応援要員及び応援物資等を受け入れるための体制、施設及び場所等をあらかじめ定めておくものとする。

(応援経費の負担)

- 第8条 応援に要した経費は、原則として被災県の負担とする。ただし、被災県と応援県との間で協議した結果、合意が得られた場合については、この限りではない。
- 2 被災県が前項に規定する費用を支弁するいとまがなく、かつ被災県から要請があった場合は、応援県は、当該費用を一時繰替支弁するものとする。
- 3 第5条に規定する連絡員の派遣及び被災地の情報収集活動に要した経費は、応援県の負担とする。

(平時の連携)

- 第9条 中央日本四県は、防災体制及び相互連携の充実強化を図るため、平時から連携して訓練の実施や地域防災計画その他参考資料の情報共有など、必要な取組を推進するものとする。

(連絡会議の設置)

- 第10条 中央日本四県は、前条の取組を推進するため、連絡会議を設置する。
- 2 連絡会議の具体的な運営については別に定める。

(他の協定との関係)

- 第11条 この協定は、中央日本四県が既に締結している他の相互応援に関する協定等による応援及び新たな相互応援に関する協定等を妨げるものではない。

(その他)

- 第12条 この協定に定めのない事項で、特に必要が生じた場合は、その都度中央日本四県が協議して定めるものとする。
- 2 この協定の実施に関し必要な事項は、連絡担当部局が別途協議して定めるものとする。

附 則 この協定は、平成27年8月27日から適用する。

この協定の締結を証するため、本協定書4通を作成し、各県署名の上、各1通を保有する。

平成27年8月27日

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県知事

伊田滋彦

山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号

山梨県知事

後藤義

長野県長野市大字南長野字幅下692の2

長野県知事

阿部守一

静岡県静岡市葵区追手町9番6号

静岡県知事

川勝平太